

# 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）」の概要について

平成 24 年 6 月 28 日

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

## 1. 改正の概要

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号。以下「労働者派遣法等一部改正法」という。）が平成 24 年 4 月 6 日付けで公布され、公布日から起算して 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされている。

労働者派遣法等一部改正法の施行に伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）等の規定を整備する必要があることから、所要の改正を行うもの。

## 2. 改正の内容

### 1. 労働者派遣法施行規則の一部改正

#### （1） 題名の改正

省令の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改める。

#### （2） 派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限

##### ア 関係派遣先の範囲

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

① 派遣元事業主が連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）第 2 条第 4 号に規定する連結子会社（以下単に「連結子会社」という。）である場合にあっては、当該派遣元事業主の親会社及び当該親会社の連結子会社

② 派遣元事業主が連結子会社でない場合にあっては、当該派遣元事業主の親会社等（当該派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者、当該派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者又は当該派遣元事業主の事業の方針の決定に関してこれらの者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。以下同じ。）及び当該派遣元事業主の親会社等の子会社等（当該派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者、当該派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者又

は事業の方針の決定に関する当該派遣元事業主の親会社等の支配力がこれらの者と同等以上と認められる者をいう。)

イ 関係派遣先への派遣割合

法第 23 条の 2 の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、一の事業年度における派遣元事業主が雇用する派遣労働者（60 歳以上の定年退職者を除く。）の関係派遣先に係る派遣就業に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の全ての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合（当該割合に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

ウ 関係派遣先への派遣割合の厚生労働大臣への報告

法第 23 条第 3 項の規定による報告は、毎事業年度経過後 3 月が経過する日までに行うものとする。

(3) 労働者派遣事業の業務の内容に係る情報提供義務

ア 情報提供の方法

法第 23 条第 5 項の規定による情報の提供は、事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

イ 労働者派遣に関する料金の額の平均額と派遣労働者の賃金の額の平均額との差額の労働者派遣に関する料金の額の平均額に占める割合

法第 23 条第 5 項の厚生労働省令で定めるところにより算定した割合は、前事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（当該割合に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。ただし、当該事業所が労働者派遣事業を行う他の事業所と一体的な経営を行っている場合には、その範囲内において同様の方法により算定することを妨げないものとする。

ウ 情報提供すべき事項

法第 23 条第 5 項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 労働者派遣に関する料金の額の平均額
- ② 派遣労働者の賃金の額の平均額
- ③ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

(4) 期間を定めずに雇用される労働者への転換を推進することが適当である者

法第 30 条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

ア 派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である期間を定めて雇用する派遣労働者

イ 派遣元事業主に雇用された期間が通算して 1 年以上である派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者

(5) 待遇に関する事項等の説明

ア 待遇に関する事項等の説明の方法

法第 31 条の 2 の規定による説明は、書面の交付、ファクシミリを利用してする送信

又は電子メールの送信（以下「書面の交付等」という。）その他の適切な方法により行うものとする。ただし、イの①のうち労働者の賃金の額の見込みに関する事項の説明は、書面の交付等の方法により行うものとする。

イ 説明すべき事項

法第 31 条の 2 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- ① 労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項
- ② 事業運営に関する事項
- ③ 労働者派遣に関する制度の概要

(6) 労働者派遣に関する料金の額の明示

ア 労働者派遣に関する料金の額の明示の方法

法第 34 条の 2 の規定による明示は、書面の交付等の方法により行うものとする。ただし、派遣元事業主が労働者派遣をしようとする場合における当該派遣労働者に係る労働者派遣に関する料金の額が同条第 1 号の規定により明示した額と同一である場合には、同条第 2 号の規定による明示を要しない。

イ 明示すべき労働者派遣に関する料金の額

法第 34 条の 2 の厚生労働省令で定める額は、次のいずれかとする。

- ① 当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額
- ② 当該労働者に係る労働者派遣を行う事業所における労働者派遣に関する料金の額の平均額

※ (3) のイのただし書に該当する場合には、当該方法により算定した場合の平均額

(7) 日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合

ア 禁止の例外となる場合から除かれる学生

日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる場合から除かれる学生は、次のとおりとする。

- ① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項に規定する定時制の課程に在学する者
- ② 卒業を予定している者であって、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの
- ③ 休学中の者
- ④ ①から③までに準ずる者

イ 日雇労働者等の収入の額

日雇労働者についての労働者派遣の禁止の例外となる日雇労働者の生業の収入の額又は世帯の収入の額は、500 万円とする。

(8) 離職した労働者を離職後 1 年以内に派遣労働者として受け入れることの禁止

ア 受入禁止の例外となる者

法第 40 条の 6 第 1 項の厚生労働省令で定める者は、60 歳以上の定年退職者とする。

イ 派遣先から派遣元事業主への通知の方法

法第 40 条の 6 第 2 項の規定による通知は、書面の交付等の方法により行うものとする。

(9) その他

所要の規定の整備を行う。

2. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和 46 年労働省令第 22 号）の一部改正

ア 労働者派遣法等一部改正法により、シルバー人材センターについて、これまで届出により無料の職業紹介事業を行うことができるとされていたものが、有料の職業紹介事業を行うことができるとされたため、所要の規定の整備を行う。

3. その他関係省令の整備

労働者派遣法改正法の施行に伴い、厚生労働省関係省令について、法律名の変更等の規定の整備等を行う。

**3. 施行期日**

労働者派遣法等一部改正法の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日予定）